

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	主査	担当	文書取扱主任							

第12回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成20年3月25日（火曜日）	開会：13時30分	閉会：15時41分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田、議長、	事務局	飯沼事務局長
	委員外議員～窪之内、清水、大谷、山腰、水口		田湯副主幹
			寿崎主任主事
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	○所管事務等に対する通告質問について（酒井委員）～別紙		
	・介護タクシー不正問題について		
	（1）生活保護費の不正受給について		
	（2）福祉灯油について		
	（3）聴覚障害者の身体障害者手帳の取得について		
	（4）滝川市社会福祉事業団について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することとした。		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口 清悦 印			

平成20年3月24日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 中 山 公 子

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年3月17日付け滝議第206号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橋 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	王 藤 恒 裕
保健福祉部福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部福祉課主査	越 前 充
保健福祉部福祉課主任主事	須 藤 公 夫
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
市民生活部市民課長	立 野 公 久
総務部企画課主査	酒 井 智 康
市立病院長	黒 田 義 彦

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	高 橋 一 昭
------	---------

(総務部総務課総務グループ)

第12回 厚生常任委員会

H20.3.25(火)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

○所管事務等に対する通告質問について（酒井委員）～別紙

1 介護タクシー不正問題

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 生活保護費の不正受給について | (口頭) 福 祉 課 |
| (2) 福祉灯油について | (資料) 福 祉 課 |
| (3) 聴覚障害者の身体障害者手帳の取得について | (口頭) 福 祉 課 |
| (4) 滝川市社会福祉事業団について | (資料) 介 護 福 祉 課 |

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

開 会 13 : 30

委員動静報告

委 員 長

全員出席。議長出席。委員外議員～窪之内、清水、大谷、山腰、水口。
北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、空知新聞社、NHK、HTB、UHB、STVの傍聴を許可。

1 所管からの報告事項について

○所管事務等に対する通告質問について（酒井委員）

酒 井
委 員 長

・介護タクシー不正問題について

（別紙質問通告書に基づき質問する。）

黒田院長

黒田院長には診療時間を調整して来ていただいた。2時に戻るようになっているので、よろしく願いたい。

① 嘱託医に対する相談の内容についてだが、滝川市へ転居してからの最初の相談というのは、主治医の治療方針を不服として札幌の病院へ移るときだったと思う。札幌の病院に移った際に、タクシー通院の申請が出たと思う。そのときには、札幌の病院の専門医が必要とした判断をその病状から見てやむを得ないと判断をした。しかし、常識的には生活保護を受けていない人がそのような形で通院するには自己負担となり、かなり多額の費用がかかるということが予想されたので、札幌に通院するなら再び札幌へ転居させるべきではないのかということと、そのような経費は常識的には出せないのかを疑問として査察指導員に提示した。これらのことについては両方とも本人から拒絶され、法制上強制はできないということだった。それならば本人が希望すれば東京でも海外でもどこへでも行けるのかという疑問を提示したのを記憶している。結局そういうことができないのであれば、上部機関である道や厚生労働省に相談すべきだということを話し、その返事をいただいた。上部機関としては法的に不備がなければ認めるしかないということだった。その時点で、そうであるならば制度的な問題であり、法律をきちんとするしかどうにもできないという感想を述べた記憶がある。つまり法的な規制という強制力がなければ居住地選択や病院選択の自由がある以上、それを抑制するものはないという認識だった。そういう意味で制度的に問題があると言った。

② 検診命令をなぜ出さなかったのかという質問だが、検診命令を出すのは嘱託医ではないと考えている。指針の中にもあるように必要と認められる場合には、都道府県本庁の技術的助言を求めることとあり、それについては、先ほど確認をしたように済んでいる。検診命令の項目に適正に当てはまる項目がないということから検診命令ということについては思いつかなかった。検診命令の検診の正確な意味を申し上げると、健康状態を調べ病気の有無を診察することと辞書に載っている。私の検診命令に対する認識も医療扶助を受ける際に稼働能力があるかどうか、または肢に疾患が存在するか否か、詐病による不正な受給を意図するものではないのかというような判断を行う場合ととらえていた。その段階は既に過ぎており、当事者は重篤な疾患が存在することが確認されている。検診命令をしても公的機関の専門医が必要だと判断したものを覆せるかどうかということも問題である。もし検診命令を受託した医師が不要だと判断

をして通院をとめたりすれば、別な手段で通院をしてそれが原因で重篤化したり死亡した場合に、その医師が責任追及の渦中にさらされることになる。私自身としては詐欺事件と医療扶助の問題が一緒に混同されて追及されているような気がする。生活保護という観点から見れば、その適用を妥当と判断せざるを得なく、常識で考えておかしいというのはその前に制度的な問題があるということだと思う。詐欺事件は人の善意をこうかつに利用した憎むべき犯罪と感じている。具体的に相談を受けたのは先に話したとおり、札幌への通院の際と記憶している。その後については嘱託医の用務において主人の話が出ていたが、金額については聞いていない。多分査察指導員のほうで医療と関係がないと判断したためだと思う。書類上で毎日通院とあらわれているのは平成 19 年 7 月の時点である。そのときにはおかしいということを指摘をして、この主治医の件については調査表を別にしておくようにと依頼した。その後はなされなかった。私自身も日常業務の中に埋没して頻繁に請求しなかったが、既に警察に福祉事務所のほうから相談しており、私の業務外と判断した。次に話を受けたのは逮捕直前だったと思う。

③ 妻の耳鼻科ストレッチャータクシーの通院に関しては、直接相談を受けていない。夫の通院の際に便乗していると思っていた。良心的、常識的な人間ならば当然そうするものであり、その考えの範疇をはみ出して考えることはなかった。

④ 札幌の主治医との電話についてだが、電話で話したのは札幌に通いだした 6 月だったと思う。その時点で病院の医師に電話をしたのは確かである。その内容について詳細に記憶をしていないが、確かなことはタクシー通院が必要であるという返事と一部滝川市立病院で診てほしいということだったと思う。そのときは主治医として診るのはともかく、一部を診るということは二重診療になるという判断で、緊急時の対応はするとの返事をし、意見書にもそのような記載をした。質問に対する答弁は以上だが、少し私見を述べさせていただきたい。

(別紙～滝川市立病院黒田院長私見)

酒 井

① 検診命令を出すのは嘱託医ではないと思うと言われていた。実際法令を見ていただければわかると思うが、検診命令を出すのは、嘱託医以外はあり得ない。嘱託医に責任があるのかといった点では、福祉事務所が嘱託医に対してこういう制度があるが、やっていただけないだろうかと言うのが本当だと思う。先ほどの答弁のストレッチャータクシーに夫と便乗していると思っていたという点などからして、実際には先生に対して情報が与えられていなかったのではないかと思われる。そういう点で福祉事務所の責任は非常に重いものだと思うが、いかがか。

② そういう点で私も夫のストレッチャータクシー利用について、重篤だというのはそのとおりだと思っており、詐病ではないと思っている。ただ妻に関して、夫と便乗していると思っていたと言われていたが、耳鼻科でストレッチャータクシーを利用するということで出ている。月 2 日から 3 日という形で書かれている。実際にはそうではなくてほぼ毎日のように通っていたということである。耳鼻科の給付要否意見書に書かれていた内容については病気によって必要だと書かれているのではなくて、他の病気によって必要だからここでも必要だと書かれていたと思う。そういった点で疑問に思わなかったのか再度伺う。

③ 一部滝川で診てほしいということだったが、二重診療になると言われてい

黒田院長

た。こうした点でも福祉事務所から情報を詳しく受けていれば、判断が変わったのではないかと思う。その点でどういった認識をしているのか。

① 先ほども申し上げたが、検診命令は私が出すものではない。検診命令を出すのは福祉事務所だと思う。

② 妻の件については、深く認識をせず、意見書のとりの判断を下したと思う。その点は反省している。

③ ここで病状を説明するわけにはいかないが、重篤な状態であるのは確かである。それについて一部だけをここで診て、残りをあちらで診るという形にすると、病状把握が非常に不可能になる。そういう意味で二重診療ということを行った。情報がどうこうということではない。

渡 辺

関連して質疑したい。

委 員 長

時間が限られているので、1つだけよしとする。

渡 辺

生活保護法第28条の実施機関としての滝川市が生活状態を調べることで、もう一つは検診をしっかりとすることを常々言ってきた。検診命令を出すのは黒田院長ではなく実施機関としての滝川市だと思っている。実施機関としての滝川市から滝川市立病院へ法令の検診命令はなかったということか。

黒田院長

先ほども話したように、検診命令というのは疾患に疑問があるかどうかというときに出されると思う。検診命令は詐欺行為がどうこうということとはまったく無関係である。滝川市立病院では既に診断をしており、重篤な疾患だと認識している。ただ治療方針が合わないということで、患者が受診を拒否したので、検診命令とは別のことだと思う。

委 員 長

これで嘱託医の答弁を終わる。次に担当職員からの答弁に入るが、坪田副主幹は事業団理事会のため欠席している。

酒井主査

電話で医療券を発行したのかという件だが、発行はしていない。

高橋部長

私は、平成17年度福祉課長をしていた。覚せい剤逮捕の把握、暴力団関係者との把握について答弁する。担当当時、逮捕歴、暴力団関係という記録もあった。当時、査察指導員に暴力団員であるのかどうかを警察に確認してほしいということで話をした。そのときは暴力団に加入していないという確認をした。引き継ぎの内容についてだが、次の課長に引き継ぎをする際に一般的な事務引き継ぎ書を作成し引き継ぎをした。ここには生活保護全般にかかわる部分でいろいろな課題があり、そういった内容については書かせていただき口頭でも同時に引き継ぎをしたところである。このケースについては、具体的にこういう問題があるということまでは話をしていない。この辺は反省すべき部分だと思っている。ただ引き継ぎの後、同じ保健福祉事務所の所管だったので、当時の査察指導員には状況等を伺うことはあった。その中でこういった問題はどうかかなど話した記憶はある。管理職、査察指導員の同行訪問の内容、生活状態の把握についてだが、本人は平成17年5月に転居をしている。本人からの要望が多いということだったので、病院に入院をしている際に担当と一緒に伺っている。また退院した後だったと思うが、査察指導員と病院で会うことができた。そういった中での同行訪問である。

山崎課長

覚せい剤の逮捕の把握については高橋部長が答弁したとおりである。引き継ぎの中身についてだが、片倉のケースについては特に引き継いでいない。このような結果になるという予測、認識が不十分だったということでは反省をしている。また部長から話があったように、当時平成17年4月に着任してそれほどたっていないころだと思うが、市立病院に入院していたので、入院実態を把握

	しに行ったことがある。5月に転出ということだったので、それ以降同行訪問はしていない。
立野課長	平成18年4月から福祉課長ということで勤務した。引き継ぎの内容についてだが、高橋部長からも言われたとおり、各グループの大まかな業務について説明があり、その中で片倉については特段の引き継ぎ的なものはなかった。管理職と査察指導員の同行についてだが、私は1回もない。当時道の事務監査についても報告書にあるとおりの中身であり、査察指導員と担当の中で処理をし、私が本人と会うことまではなかった。覚せい剤の逮捕と暴力団関係についてだが、覚せい剤については私のほうでは認識をしていなかった。暴力団関係については、話の中で聞いている。
酒井主査	病状把握の内容について説明させていただく。3月13日に申請をいただいてから、病状把握を2回行っている。1回目は滝川市の病院で内科の病状把握、2回目は札幌の病院へ行きそこでの病状把握とストレッチャータクシー利用の必要性に対しての病状把握を行っている。
高橋部長	札幌への引っ越し状況についてだが、当時5月に札幌に行くということで、本人から札幌の家賃の基準額が幾らなのか問い合わせがあった。その際に担当では4万5,000円ということで伝えている。それに基づき4万5,000円の家賃証明が福祉事務所へ届けられ、前家賃2カ月分を支払った。その後本人から札幌の基準が5万6,000円だったという連絡があった。内容を確認をしたところ、私どもの担当が札幌へ確認したときには4万5,000円ということだったが、実際は5万6,000円ということだった。この住宅については妻の親が借り受けているということだったが、その後変更になるということで、その差額を支給したという経過である。札幌から転入する費用に関しては、札幌で支給をしている。
酒 井	① 新しい事実が出てきたので、驚いた。逮捕歴について把握されていたということを初めて聞いた。今までの厚生常任委員会、本会議、全員協議会でも逮捕歴は把握していないと伺っていた。これについて再度確認したい。 ② 辞退と支給に至った経緯をもう少し詳しく説明願いたい。本人の申し出で生活保護を途中で辞退し、その期間は報道されているとおり組事務所へ出入りをし、暴力団的な活動をしていたようである。その後また必要になったということで復活したが、その理由についてもう少し教えていただきたい。 ③ 電話で医療券を発行していないとのことだったが、具体的にこの当時の医療券発行をどのような流れでやっていたのか再度確認したい。 ④ 引き継ぎについてだが、特にしていないとのことだった。当時の酒井査察指導員も引き継ぎをしていなかったのか確認をしておきたい。困難なケースにもかかわらず、全く引き継ぎがされていないと確認してよいのか。 ⑤ 生活状態の把握と同行訪問についてだが、検証委員会の報告書には、主治医訪問ということで2回載っている。これがその訪問になるのだと思う。それ以外には訪問をしていないと確認してよいのか。また家への訪問はどのように行われていたのかを伺う。 ⑥ 親が借りているところだと初めて聞いた。もう少し具体的に聞きたい。5万6,000円ということは聞いていたが、親が借りていたというのはどういうことなのか。親が借りていたものを又貸したような形になっていたのか。その辺を説明願う。
高橋部長	① 暴力団関係者かどうかの確認をしたということをつもりである。説

酒 井
高橋部長

明の仕方が悪かった。訂正させていただく。

覚せい剤、暴力団関係者について整理をして話してほしい。

整理をさせていただきたい。その当時の記憶で話しているので訂正もあると思う。当時台帳を見せていただいたときに、逮捕歴があるという記録を見た記憶はある。ただそれが覚せい剤かどうかは承知していない。元の記録を見させていただいたときに、暴力団関係だったということなので、暴力団であるかどうかの確認をした。暴力団であるとか、覚せい剤で逮捕されたというのは最近の情報であり、その当時その記録があったかどうか、その当時それをわかり得ていたかどうかについては、わかり得ていなかったということで、訂正させていただきたい。大変申しわけなかった。

酒 井
高橋部長
酒井主査

逮捕歴はあると確認したが、それは覚せい剤とはわからないということか。

逮捕歴があったかどうかの認識はなかった。

③ 生活保護の申請書をもらってから、電話で北大病院に通院したいという本人からの意向があった。その段階ではまだ病状把握を行っておらず、札幌の通院については認められる状態ではないが、病状把握の結果、認められれば申請日にさかのぼって認めることがあるかもしれないという旨の話をした。電話で医療券を発行したとか、本人からの依頼で医療券を発行したということはない。

④ 引き継ぎの関係だが、私は査察指導員なので次の査察指導員と引き継ぎをすることになっており、現場のケースワーカーが昇格して査察指導員になるということだった。ケース会議、病状把握等も一緒に行っていたこともあり、現場としてこの件についての認識はあるので、特に具体的な引き継ぎという形ではやっていない。ただ次の担当に対しては引き継ぎをしていると認識している。

⑤ 同行訪問についてだが、3月13日の申請以降、2回自宅へ行っている。1回目は申請のあった翌日に居宅訪問し、当時の担当ケースワーカーと訪問調査をしている。2回目はケース会議終了後に本人に生活保護が決定になったと通知をするために訪問をしている。病状把握については、3月13日から31日までの期間、私は2回病院を訪問している。4月以降は異動になったので、行っていない。

高橋部長

⑥ 札幌の家賃の関係だが、当時、妻の親が会社で借りている住宅であり、全部の部屋を使うのではなくて一部を会社で使うということだった。当初基準額が4万5,000円ということだったのでまけていただいたが、基準額が5万6,000円だということであれば、家賃も5万6,000円にしたいという家主の意向もあったため、差額を認めて支給をしたという経過である。

酒 井

① 妻の親名義の会社で借りているということだが、向こうの言い分で幾らでも家賃が決められると思う。そういった点で、妻の親名義で借りている住宅に対してこういった家賃設定がされていることにおかしいと感じたことはなかったのか。妻の親名義ということに引っかかるものはなかったのか。

② 引き継ぎについてだが、ここにいる方だれもが引き継ぎをしていない。今までの福祉事務所からの説明では、困難なケースだったと言われており、特別なものがあつたのではないかと思う。当時の担当の方に伺うが、どうして引き継ぎをしなかったのか。困難なケースだが、引き継ぎをしなくても何でもないようなことだと思っていたのか。特別にする必要がないと考えていたのか。

③ 2回訪問したということだが、当然会って話していると思う。そのように確認してよいか。

④ 暴力団関係者の把握についてだが、訪問の際にいろいろないかがわしい人

がいたりとか、その時点で何か普段と違うことがあるなど何かつかめる部分はなかったのか。車なども借りたりして置いてあったのではないかと思う。当時から近所の中では問題があると言われている一家だと聞いているので、当然訪問しているのであれば把握されていると思う。全くそういうことを把握していなかったのか。当時の訪問状況について伺いたい。

⑤ 辞退して、また申請があり、生活保護が決定となった。その辺のところをリアルに教えてほしい。今までの説明では、このまま生活保護をだらだらと受けていたくないということから辞退されたということだったが、実際はだらだらとした生活をしたくないということではなくて、暴力団と関係して縁組をしている。そういった調査をせずに以前と同じ状況で再度保護を支給したと理解してよいのか。詳しく教えてほしい。

酒井主査

③④ 3月申請時のときに2回訪問しているが、2回とも夫妻がいて、話をしている。その2回の訪問時には、変なやからがいたとか家の周りに怪しげな車が置いてあったというのは確認していない。やらなかったということではなく、そういうことはなかったという意味である。

⑤ 辞退後の再申請の状況についてだが、私は平成13年にケースワーカーとして保護係に来たが、そのときには既に生活保護を受けていたので、その当時の開始時の状況についてはわからない。

② 引き継ぎについてだが、担当ケースワーカーが査察指導員に昇格をしており、今まで現場を一緒にやってきた者だった。ケース会議等はケースワーカーが全員入るということもあり、片倉についてある程度認識を持っているという理解のもとでの引き継ぎである。後は査察指導員としての対応方法などを少し話したという感じである。

高橋部長

① 家賃のあり方についてだが、容疑者の世帯は多人数の子供がおり、引っ越しに当たり当時札幌の家賃等を調べさせていただいた。それだけの人数が入る住宅はなかなか見つけられないのではないかとということも内部で話をした記憶がある。その時点で高いという認識はなかった。

委員長

最初に辞退されていたときに担当していた方はいるのか。

居林部長

いない。

酒 井

① 家賃に関してだが、滝川の黄金町に引っ越して来たとき、3万8,000円の家賃証明書だったと思う。これまで4万5,000円、5万6,000円という説明があったが、おかしいと思わなかったのか再度伺う。

② 3月中に主治医を訪問したということだが、そのとき嘱託医には相談をしたのか。

③ 医療券の発行についてだが、幾つの医療機関にいつ発行されたのかを示していただきたい。

④ 3月31日に移送費の支給を認めることを決定し、主へその旨を連絡すると書かれているが、このときどのような形で決定したのか伺う。

居林部長

① 整理させていただく。滝川から札幌へ平成17年に転居をした。そのときに最初手稲区の限度額が4万5,000円だということで、限度額を取り違えた。その差額を支払ったということ为先ほど高橋部長から説明をしたところである。3万8,000円というのは、滝川市の家賃の限度額である。滝川市に転居したときにも家賃限度額と同額の家賃証明書が提出されて、平成18年3月から3万8,000円の住宅扶助を行っていたということである。4万5,000円と3万8,000円に相関関係はないので、理解願いたい。

酒井主査	③ 3月時点で医療券を発行した日については、今記憶にないので、調べている途中である。
	④ 3月31日の支給の連絡については、本人から電話が来て、その中で話をしている。一般の生活保護の方と同じ形で、タクシー通院については認めることになった。
山崎課長	④ 補足させていただく。3月31日に移送費について決定しているわけではない。その前日に病状把握した結果、ストレッチャーが必要だということや高額な移送費になるということはその時点ではやむを得ないのではないかということとその段階で決定した。移送費そのものの申請は4月以降にされており、その回数云々、金額等についてもその後の処理だったように記憶している。
酒井主査	② 病状把握を2回行い、そのときに嘱託医へ相談したのかという件だが、その当時嘱託医に相談はしなかった。
酒 井	① 嘱託医に相談していないということだが、その後いつ行ったのか。酒井査察がいたころには嘱託医には相談をしていなかったと把握してよいのか。
	② 3月31日、ストレッチャータクシーの使用について認めるということであり、移送費はその後の決定ということだが、それはいつなのか伺う。
酒井主査	① 3月30日に札幌の病院へ行った。1日に異動だったこともあり、私自身は嘱託医に相談をしていない。
居林部長	② 3月31日にストレッチャータクシーについて所内決定がされた。以前の厚生常任委員会で直接払いの領収書について話をしたように、4月3日、領収書と一緒に支出の伺いが回ってきて、それについて私が決裁をしたということである。
酒井主査	先ほどの医療券の発行の日についてだが、札幌、滝川の病院に医療券を発行したのは3月22日である。
酒 井	3月31日に見積書を取らずになぜタクシー利用を認めたのか伺う。
酒井主査	札幌での支給実績があったことや当時高規格ストレッチャータクシーを所有していたのが札幌にしかなかったこともあり、所内で協議した結果、ある程度高額になるのはやむを得ないとして認めたところである。
酒 井	最終的に札幌での支給実績があったので支払ったということになる。普通はしっかりと滝川市としてチェックする必要があるし、遠距離なのでその部分も調べる必要があったと思う。支給実績があったために言いなりに払ってしまったということでは本当によいのか。私としてはそうではなくきちんとやってきたと反論してほしかった。検証委員会の報告書では、所長以下、前担当者の段階で既に支出が決定している事項のため支出しなければならないものとして判断して決裁したとなっている。皆さんにそのまま責任が渡されているということである。支給しなければならないと判断した内容が、札幌の実績ということではよいのか。普通は見積書を取らなくてはならないのに、結局それを取らずに支払ったということは、言いなりに払ったということになる。それでいいのか。
委 員 長	今までも何回も同じ質疑をされて、答弁してきている。きょうは元の方が来ているので、確認という意味の答弁になる。
酒 井	確認でよい。
酒井主査	見積書を出して比較を徹底するなどの必要があったと思う。その点は反省すべき点である。当時としては札幌の20万円の実績をうのみにして出したのではなく、1ケースの問題として課長以下を交えて相談し、その結果やむを得ないと判断した。

酒 井 いずれにしてもこの問題に対しては引き継ぎが全くされていないに等しい。当時の方で決定したものはやむを得ないということで現在に至っている。これも大いに問題があったと思う。先ほどの支給についても私はやむを得なかったと思えない。やはりこの時点で適切な対応をすれば、とめられたものだと思う。これで質疑を終わる。

委 員 長 酒井議員の通告質問を終わる。(1)を説明願う。

居林部長 **(1)生活保護費の不正受給について**
2月18日以降の経過について報告する。詐欺事件については2月29日に札幌地方検察庁より片倉勝彦、ひとみ、及び介護タクシー会社の板倉、小向が起訴され、今後裁判が行われることになった。また前回委員会で話をした会計検査院の調査が3月11日に行われた。主な内容については、生活保護費通院移送費の支出についてであり、今後検査院でさまざまな検討がされると考えられる。3月3日、厚生労働省は全国社会援護局関係主幹課長会議で通院移送費の支給基準を明確にする方針を通知した。3月12日には、全道生活保護査察指導員会議が札幌市で行われ、その内容について説明された。これについては予算委員会で資料要求があり、21日に必要部分の会議資料を配付させていただいた。また本会議で渡辺委員より話のあった生活保護問題対策全国会議という民間団体から質問状が3月21日に郵送され、内部の検証委員会報告書にかかわる事項が多いので、検証委員会とも回答の協議を進めている段階である。なお、第三者委員会は昨日第7回目の委員会が行われ、来月には4回予定されており、4月18日には最終報告がされると聞いている。今後福祉事務所としては、裁判の推移を見据えながら損害賠償手続を進めるが、顧問弁護士と手法やタイミングについても相談しており、遺漏のないよう進めていく所存である。

委 員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺 市民団体の件で伺う。回答について検証委員会と協議をして進めているということだが、回答送付と同時にこの委員会への公開をお願いしたいが、いかがか。

居林部長 3月末までの回答期限だが、余りにも期間が短いので、この辺についても協議をしていきたいと思っており、国や道にも郵送されていると聞いているので、そういった情報も仕入れながら進めたい。委員会にも報告をしたいと思う。

委 員 長 他に質疑はあるか。

酒 井 以前に容疑者に対し仮差し押さえ等を行っていると聞いたが、現在のところ幾らくらい差し押さえできているのか伺う。

橘 課 長 以前と変わりなく、高寿福祉興産の車と債権。個人的には代表だった後藤隆に対する債権を差し押さえしている。

委 員 長 他に質疑はあるか。

清水委員外議員 ① 1月の道監査のときのことが、検証報告書に対し道から異論が出て、しかるべき時期に報告書にまとめると市長は言っている。それは第三者委員会の報告書ではないような答弁をしている。まず1月監査当日の状況について伺いたい。時間はどのくらいかかったのか。そこに立ち会ったのはだれか。そこで道はどのような資料を見たのか。特にひとみについてもよく調べているような状況だったのか伺う。

② 佐々木参事に伺いたい。昨年7月1日に辞令交付を受けて着任をしており、4カ月半たって逮捕された。佐々木参事がだまされているという認識を持ったのはいつか。着任する上で市長、副市長などからどのような指示を受けたのか。監査報告書を見たのはいつか伺う。

③ 片倉世帯の引っ越し歴についていろいろな話がある。滝の川団地から二の坂マンション、そこから札幌に引っ越したのか。それとも途中でどこかに住んでいたのか。また滝の川団地の前にどこかにいたのか伺う。

越前主査 ① 1月監査についてだが、監査をする場合、最初にヒアリングをする。ヒアリングのときに滝川市の状況などについて話をする。その後、当時ベテランのケースワーカーと私で台帳を開きながらこういったケースがあるということ話を話す。その台帳の中には生活歴や医療扶助検討票、要否意見書等ほぼすべての記録がそろっている。それを見せながら説明をしている。時間については余り記憶をしていない。定かではないが、最初の説明については15分くらいだったと思う。ひとみの件だが、監査のときに聞いているのは片倉世帯の両夫婦についてそういったタクシー通院をしていると話をしているので、夫についてはこうで妻についてはこうだというように話している。ひとみにだけ力を入れて説明しているわけではない。

佐々木参事 ② 犯罪の認識を持ったのはいつかということだが、明確に中身を理解したのは、昨年の11月16日の5時過ぎだったと思う。警察から電話があり、この日に被害届を提出するとの説明を受けたときである。何かあるなと感じていたのは、数日前だったと記憶している。現在の部署に配属するに当たり市長、副市長から特別な指示というのは一切ない。監査報告書については、その都度ケース会議が開かれていたので、その中でこのことの説明をされた記憶がある。時期的には今の記憶では7月末か8月に入ってからだったと思う。

越前主査 ③ 引っ越し歴についてだが、私のわかる範囲で答弁させていただく。滝の川団地から二の坂のほうへ引っ越し、それから札幌へ行った。札幌から滝川へ来た。

委員長 休憩して整理する。

休 憩 15:07
再 開 15:08

委員長 再開する。

清水委員外議員 監査が15分で終わったということだが、その後逮捕されるまでこの件については道に相談をしていないことが全員協議会等で明らかになっている。5月の監査委員の報告書では、国や道と再協議を行うことや税務署、警察と相談することとなっており、重たいことだと思う。福祉事務所では5月に警察に相談することを決めるわけだが、監査委員が言ったことをなぜ福祉事務所は行わなかったのか。結局解決策がなく困っている。1月の道監査のときの15分の相談だけで、もう道の役割はない。福祉事務所、警察だけで解決するしかないという行動をなぜとったのか。監査委員の報告を軽視したのはなぜか。逮捕まで一度も国や道に再協議することもなく進めたのはなぜか。具体的に伺う。

越前主査 後段の福祉事務所としての対応については私からは答えられないが、1月の監査の件で訂正をさせていただきたい。ヒアリングの時点で15分くらい。その後台帳などを置き、後で見ておくからということで道の監査の方が確認をしていると思う。その後監査が終わり、今回のケースについて話があるということで私と当時の担当のケースワーカーが監査官のところへ行った。また台帳を見ながら話し、医師の判断や当時の見積もりなどの事務処理手続等には問題がないということだった。ただ今回これを認めないで移送を切った場合には不服が上がり、裁判で負ける可能性があるだろうという話をいただいた。私が当初話をしたのは15分くらいで、その後監査官の方が台帳を見て、またその後その

居林部長

関係の話をしている。15分だけということではない。実際に監査官の方が台帳を開いて見ているところを確認しているのかといった点もあるが、私が見ておくから事務所に戻っていいということだったので、実際に監査官が見たかどうかの確認はしていない。後のほうの時間が何分くらいだったかは覚えていない。監査委員からの指摘が5月22日に副市長にあり、何点かこういったことを試みたらいいのではないかと指摘があった。私どももすぐ手をつけられることからつけようということで、タクシー会社に請求明細を求めたり、病状把握においてストレッチャータクシーの必要性がないとの判断が医師のほうから出ないだろうかなどできる範囲のことをやってきた。6月の段階で警察に相談をしたが、結果として監査委員がおっしゃった税務署などにも相談をすればよかったという反省はある。ただ私どもとしては警察にも相談をしていたので、何らかの形でとめるきっかけが出てくるのではないかと期待感があった。逮捕までの時間はかかったが、このような結果となった。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(1)について報告済みとする。(2)、(3)について説明願う。

(2)福祉灯油について

佐々木参事

(別紙資料に基づき説明する。)

(3)聴覚障害者の身体障害者手帳の取得について

佐々木参事

身体障害者手帳にかかわる受領者の再審査について説明する。最近問題になっている聴覚障害者に対して交付されている身体障害者手帳の取り消し、返還についてだが、滝川市においても道により再審査が22日に行われた。再審査の対象となった方は12名だった。そのうち2名の方については平成17年、18年の申請者だが、道で保留されていた方である。再審査の日それぞれ案内を差し上げたところだが、平成17年に申請をして保留となった方については、再審査を辞退され、11名の方が再審査を受けた。その結果全員が非該当となり、手帳の返還、申請書が却下となった。10名の方については、平成14年度に2名、平成15年度に3名、平成16年度に4名、平成17年度に1名が交付を受けているが、この再審査で取り消しとなった。このうち滝川市で手帳の交付を受けた方が6名。他市で在住中に交付を受け、その後滝川市に転入された方が4名であり、この方たちについては全員手帳を返還している。先ほど説明した平成18年に申請をして保留となっていた方は却下された。この申請に当たり診断書を作成したのは、すべて同じ病院である。手帳の交付については、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令の定めにより、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて市町村を経由し申請するという仕組みになっている。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒井

① 聴覚障害者身体障害者手帳についてだが、診断書を作成したのは同じ病院ということだが、これはマスコミで報道されている病院と理解してよいのか伺う。
② 福祉灯油についてだが、交付率が非常に高く、他の自治体と比べて、実際にはがきを送ったことが大きな効果を与えたと思う。ことしこうした福祉灯油について必要があれば検討されると思うが、ことし中に生活保護世帯を含めて検討していただきたい。他市町の動向を含めて調査、検討する考えがあるのか伺う。

佐々木参事

① 新聞等で医療機関名が記載されている記事を見ていない。私が把握している中では、札幌市内の病院ということである。
② 今時点、19年度にこの事業を終え補助等の申請をしている段階である。次

	年度以降について道の補助対象としてどうなのかもまだ把握できない状況である。私からことしについて答えられる状況にない。
委 員 長	他に質疑はあるか。
清水委員外議員	① 年金が出る２級以上聴覚障害者について、滝川市の総数を伺う。何名中の１０名なのか。
	② 滝川市には不正のうわさや情報等が寄せられたことはなかったのか。
佐々木参事	① この場に資料を持ち合わせていないので、後ほど報告する。
	② 私の知る限り、不正受給をされている方のうわさ等は聞いていない。
清水委員外議員	税金が不正に長期にわたり出されたということである。滝川市は審査機関ではないが、道から今どのような指導を受け、今後どのような対応をしていくのか伺う。
佐々木参事	現在のところ道の担当部局から具体的指導はない。私どもの対応についてだが、進達窓口と言えども、視覚も聴覚も同じことが言えると思う。担当窓口の中で可能な限り判断できるものについては対応していきたいと考えている。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)
	(２)、(３)について報告済みとする。(４)について説明願う。
	(４)滝川市社会福祉事業団について
山崎課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
酒 井	スケジュールについてだが、このとおり本当に進むのだろうか。具体的な財産処分などの中身については今後出されるということだが、最終的に判断できるような内容がいつ出てくるのかが大事だと思う。６月議会に出したいならば、今の時点でなければ判断できない。それを考えると、９月提案ということがリアルになると思う。少なくとも何カ月前には示すという考え方が今の段階であるのか。そういうことも含めてのスケジュールなのか再度説明願いたい。
居林部長	施設譲渡については、長年の懸案となっている。当初１年前に譲渡をして自立をしていただこうと予定していたが、さまざまな条件があり、時間がかかっていることにおわびをしなければならない。今内部の段階で頭を悩ませているのは、滝川市全体、例えば学校改築などの財政計画において見通した中で譲渡金額について詰めていかなければならないということである。私ども保健福祉部と事業団だけの問題だけではなく、市のこれからの財政計画が大きく左右する問題である。財政当局と将来を見通した判断がついたときには、きちんとした数字を出そうと思っている。漫然とそれを延ばすことにはならない。確約はできないが、早い段階、協議が整えばその前の段階で示していきたい。何も具体的に示していない中でこういったことを申し上げるのは失礼だと思うが、理解いただきたい。
酒 井	いずれにしてもかなり大きな中身である。そうしたことから少なくとも数カ月前から具体的な中身が出され、議会も市民も理解した上でやるということではないかと思う。９月議会にいきなり決まった形で示されるのはいけないと思う。それだけは要望として言っておきたいと思う。答弁はいらない。
委 員 長	他に質疑はあるか。
清水委員外議員	無償譲渡した場合、財政的に市の起債償還二十数億円が残るということは代表質問でも明らかになっている。二十数億円というと土地開発公社と振興公社を合わせたものが残るということになる。タッグ計画は９月にならないと全体像が見えない。５月、６月で全体像が見えるのか。何の数字がどのような形にな

らないと議会に示せないのか伺いたい。

居林部長

3月の議会で事業団関係施設については起債残高二十数億円と申し上げた。それらを平成44年までに返していかなければならない。事業団としては老朽化施設も含めどうするのかということも考えていかなければならない。一番古い施設については昭和50年の建物なので、そういった建てかえの計画についてもお互いの中できちんと決めていかなければならないだろうと思う。それを条件として協定の中で定めていくことを考えている。タッグ計画は9月ではあるが、施設譲渡を進めて利用者に迷惑をかけることになってはいけないと思う。社会福祉事業団としても昨年の7月1日に一般の社会福祉法人化を果たした。職員も一時退職される方もいたが、今は安定した経営が図れている。こういった時期にいい形のまま施設譲渡をしたいという意図なので、100%タッグ計画が固まってからでは遅いと思う。財政当局とも打ち合わせをしながら、早目に進めていきたいと思っている。

清水委員外議員

① タッグ計画では遅過ぎるというのは、この計画を見れば当然である。そういつても今は3月末である。利用者説明を5月からやろうとしているのに数字が固まるまで示せないというのであれば、いつ説明することができるのか。そこに対する答弁になっていない。市全体を含めた財政収支、事業団に無償譲渡した場合の収支、事業団の経営見通しを具体的にいつ出せるのか伺う。

② 事業団の経営問題について言えば、非常に不透明な事態が起きている。佐藤豊昭派遣職員の昨日付退職が発表された。事業団では採用受け入れをするのかと深村理事長に電話で話した。ほとんど受け入れは間違いないとのことだった。しかも理事長は佐藤は事業団になくてはならない存在であり、今いなくなれば事業団は破裂してしまうという発言までしていた。深村理事長が彼に対してこのような発言をしているということは、今後も彼がラインのトップとして行動する可能性がかなり高いと思う。代表質問でも総括質疑でも行ったが、彼は松ヶ平という暴力団と20年前にかなり親しい間柄で付き合いをしていた人物である。今後数十億円規模の施設譲渡がこういった人物のリード、指導のもとに進んでいくことについては、スケジュールや案以前の問題としてしっかりと対応していく必要があると思うが、部長の考えを伺いたい。

居林部長

① いつ具体的数字を出せるかについては、財政当局ともう少し詰めないとい今の段階では明言できない。

② 社会福祉事業団については皆さんも承知のとおり、昭和50年代から滝川市の老人ホーム等の施設を担い、さらには障害者施設、新たに保育所の指定管理をして、パートを含め300人規模の大きな滝川市の福祉を担う団体となっている。今個人の問題を出されたが、これは組織の問題だと思っている。組織対組織、滝川市と社会福祉事業団としてきちんと協議をしていくことが重要なことだと思う。将来にわたり利用者に迷惑のかからないような形で施設譲渡を進めることを一番の良策として、提案をし、その道を進んできたところである。早い段階でそれを成就させたいというのが私の気持ちである。私は昨日の内示で異動するが、これは新しい保健福祉部長にもきちんと引き継いでいきたいと思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(4)について報告済みとする。

2 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委 員 長

次回日程については正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)
以上で第12回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 15:41

黒田院長

この事件については、常識や良識の通じない人間が生活保護制度という善意の制度の隙間を狡猾かつ卑劣に悪用した憎むべき事件だと思います。悪意を持った犯罪を期したときに、善良な市民が対応することがいかに困難かということを感じています。詐欺行為は法の盲点について巧妙に仕掛けています。担当医が強制権を持っていないわけですから、ある程度不備にならざるを得なかったことは推察できると思います。担当職員はそれでもこの理不尽に対応しようと努力はしてきたと思います。その対応能力を上回る卑劣な犯罪の本質を暴き再発を防止する提案をするのが報道も含めての責任ではないかと思うのです。今非難の矢というのは被害者に向けられています。被害者が袋叩きにされているというのが印象であります。往々にしてあのかうすればとか、こうしていたらという「たれば議論」で非常に非難を受けているところでもありますけれども、当人は少なくとも通院をしていました。その面においては医療の関係から見ると重篤な疾患であります。それとは別に詐欺が存在した。これは憎むべきことだと思います。担当部署でもそれなりの調査をしていたし、強制権がないままいろいろな対策を立てていたと思いますけれども、結局最終的な追及手段がなくて警察に相談をしたと聞いています。それから逮捕まで捜査権のある警察でさえ6カ月かかっております。私も含め関係者の対応にももちろん誤りがなかったとは言いませんけれども、ただただ市の責任追及をして結果を被害者に負わせるという姿勢はいかがなものかなと感じております。私は議会というものは市を擁護し市民のためにさまざまな提案を行い、あるいは市に助言を行うものと考えておりました。しかし、現実には、現在の状況を見ているとこの件に関しては滝川市の責任のみを追及して、今厚労省に資金の返還を求める口実を与えているというような役割を果たしているというふうにも思えます。もう1つ。道などの上部機関はどうなのでしょう。最初の段階で私は、道に、あるいは厚労省にお伺いを立てるということをお話しをしましたけれども、その結果について私も聞いております。道の監査も行われ、そのときに相談もしたと聞いております。それらについて最末端である現場のみが非難の手段を受けるとするのはいささかきついのではないかと考えております。もちろん私を含め担当者も被害にあったことは反省し、問題点を痛感しております。今後このような事件の再発が起こらないような制度的な改善を考えていただきたいと願っております。